

## 行動規範

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

本会及び会員は、社会の一員として社会的責任を果たし、自らの行動を律し、社会から信頼される団体及び企業であり続けるべく、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）を始めとする各種法令を遵守して活動することとし、次に掲げることを実践する。

- 一 コンプライアンスの確保が必要不可欠であることを十分に認識し、別途定める「コンプライアンス遵守体制規則」に規定するコンプライアンス遵守の体制に基づき本会の活動を行う。
- 二 本会の活動においては、刑法、独占禁止法その他法令に違反する活動、及び法令違反を疑わしめる活動は行わない。特に、本会及び会員は、防衛省等が発注する又は発注を予定している業務、工事等の個別事業について、情報の交換を含むいかなる取扱いもしてはならない。
- 三 会員は、本会において活動するときは、公正取引委員会が定める「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月30日）を十分に理解し、必要に応じ、公正取引委員会等にも確認のうえ、活動を行う。
- 四 本会の多くの会員が参画している一般社団法人日本建設業連合会他4団体が定める「日建連等企業行動規範2013」を実践する。
- 五 会員の事業活動の適正化を図るため、会員において本規範に反する事態が生じた際の措置については別途定める。

### 附則

この規範は、2024年9月5日から施行する。（2024年9月4日理事会議決）